

同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給の停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

14 9
13 (略)

一 (略)
二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額に前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項

同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給の停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

14 9
13 (略)

一 (略)
二 前号の支払期月から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、百分の五に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額に前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して一年以内の場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項

の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して一年を超える場合にあつては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に一を加えた数乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例施行規則附則第七項第二号、第八項、第十四項第二号及び第十五項の規定は、令和二年四月一日から適用する。
- この規則の施行の日前の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第七項及び第八項の規定による障害補償年金の支給停止並びに同規則附則第十四項及び第十五項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

(職員業務課福利厚生室)

福島県規則第二号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成二十八年福島県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条に次の一項を加える。
 - 条例別表第一知事の部三の項及び四の項の規則で定める事務は、福島県立立高等学校専攻科支援金交付要綱（令和二年八月十八日制定）で定める専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて、次に掲げるものとする。
 - 受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関するもの
 - 収入の状況の定期的な届出に係る事実についての審査に関するもの
 - 支給の再開の申出を行う者の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関するもの
- 第三条中「令第七号」の下に「。以下「命令」という。」を加え、同条に次の二項を

加える。

2 条例別表第二知事の部二の項事務の欄の規則で定める事務は、前条第三項に規定する事務とし、同部二の項特定個人情報欄の規則で定める情報は、命令第五十三条第一号から第四号に規定する情報とする。

3 条例別表第二知事の部三の項事務の欄の規則で定める事務は、前条第三項に規定する事務とし、同部三の項特定個人情報欄の規則で定める情報は、命令第五十八条第一号及び第二号に規定する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(情報政策課)

告 示

福島県告示第六十号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程(平成二年福島県告示第千三百九十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、九〇〇円」を「四、九八一円」に、「一三、二八五円」を「一三、三四二円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、四八四円」を「五、五四三円」に、「一三、二八五円」を「一三、三四二円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「六、〇一〇円」を「六、〇五一円」に、「一四、二四九円」を「一四、一五七円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、三八九円」を「六、四七五円」に、「一七、二八五円」を「一七、一〇四円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、七六〇円」を「六、七八三円」に、「一九、〇五二円」を「一九、三二〇円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、〇四二円」を「七、〇三一円」に、「二一、三九九円」を「二一、一三五円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「三、三〇四円」を「三、二六六円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、九一三円」を「六、九九五円」に、「二五、二三二円」を「二五、五〇三円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「六、四二四円」を「六、五四三円」に、「二四、七九七円」を「二五、五一五円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「五、二二二円」を「五、三二五円」に、「一九、七六九円」を「二〇、五一二円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「三、九六〇円」を「三、九七

〇円」に、「一四、九九七円」を「一四、九八〇円」に改め、同表七十歳以上の項中「三、九六〇円」を「三、九七〇円」に、「一三、二八五円」を「一三、三四二円」に改める。

附 則

1 この規程は、令和三年一月十五日から施行する。

2 この規程(本則の表二十五歳以上三十歳未満の項中「一四、二四九円」を「一四、一五七円」に改める部分、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「一七、二八五円」を「一七、一〇四円」に改める部分、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、〇四二円」を「七、〇三一円」に、「二二、三九九円」を「二二、一三五円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「三、三〇四円」を「三、二六六円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一四、九九七円」を「一四、九八〇円」に改める部分を除く。)による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定に基づいて支給された補償は、改正後の規程の規定による補償の内払とみなす。

4 この規程(本則の表二十五歳以上三十歳未満の項中「一四、二四九円」を「一四、一五七円」に改める部分、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「一七、二八五円」を「一七、一〇四円」に改める部分、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、〇四二円」を「七、〇三一円」に、「二二、三九九円」を「二二、一三五円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「三、三〇四円」を「三、二六六円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一四、九九七円」を「一四、九八〇円」に改める部分に限る。)による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、令和三年一月十五日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

(職員業務課福利厚生室)

福島県告示第六十一号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「一六五、一五〇円」を「一六六、九五〇円」に、「七〇、七九〇円」を「七二、九九〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八二、五八〇円」を「八三、四八〇円」に、「三五、四〇〇円」を「三六、五〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和三年一月十五日から施行する。
- 2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年一月十五日から同年五月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ハインドラッグ川俣店 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字社前八三番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ハインドラッグ
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典
住所 福島県福島市笹谷字片目清水三〇番地の四
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ハインドラッグ
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 龍典
住所 福島県福島市笹谷字片目清水三〇番地の四
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和三年八月二十九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千六百七十八平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 六十六台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 十台
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 六十平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 九・七二立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前九時（年間十日は午前七時）
 - (二) 閉店時刻 午後九時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで（年間十日は午前六時三十分から午後九時三十分まで）
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 四か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
令和二年十二月二十八日

（商業まちづくり課）

福島県告示第六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年一月十五日から同年二月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルト新尼子店 福島県いわき市平字尼子町三丁目一番ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
- 1 交通に係る事項
当該店舗の新設により交通量の増大が見られることから、出入口の配置等には十分配慮すること。
また、通勤時など混雑時における警備員の配置及び減速・一時停止を促す注意喚起の標示を行うなど、交通事故防止の対策を検討すること。
特に、当該店舗周辺は小学校及び中学校の通学区域にもなっていることから、歩行者の安全確保に努めること。
- 2 騒音の発生に係る事項
建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、誠意を持って対応すること。
- 3 廃棄物に係る事項
廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めると。

- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年一月十五日から同年二月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)クスリのアオキ鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町中町九七番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により鏡石町から聴取した意見の概要
- 1 駐車需要の充足等交通に係る事項
出入交通のスムーズな流れの確保と安全対策について配慮すること。
- 2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
福島県廃棄物処理計画及び鏡石町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの排出抑制とリサイクルの推進に努めること。
- 3 防犯対策への協力
当該店舗は、午前〇時までの営業を計画されていることから、深夜帯の営業にあ

- 4 たつては特に防犯対策について配慮すること。
騒音の発生に係る事項
当該地区は、騒音規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域に該当するので、特定施設に該当するものを設置する場合には、町への届出をすること。
建設工事の際に、特定建設作業に該当する場合は、騒音規制法及び振動規制法に基づき届出をすること。
- 5 廃棄物に係る事項等
事業系一般廃棄物の収集・運搬については、鏡石町一般廃棄物処理基本計画に基づき、排出者自ら又は許可業者に委託をして適正に処理すること。
- 6 その他
自動販売機により飲食料品を販売する場合は、鏡石町美しいまちづくり推進条例に基づき適正な処理と届出をすること。
出店後においても、周辺地域の生活環境保全に関する苦情や要望などの問題が発生した場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。

- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、相馬加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(水産課)

福島県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、雄国山麓土地改良区から令和二年十二月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、令和三年一月六日認可した。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県公示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、大玉土地改良区が大玉地区維持管理事業計画に係る新たな土地改良事業を行うことについて、令和二年十二月二十四日認可した。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星ユリ子
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和二年福島県告示第八百六十八号)によること。
(森林保全課)

公 告

公告第七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
三春町土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 佐藤 洋一 田村郡三春町大字沼沢字新屋敷一一七番地

(農村計画課)

公告第八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年一月十五日

土地改良区の名称
東和町土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所

福島県知事 内 堀 雅 雄

理事	佐藤 源市	二本松市針道字富沢六〇番地
同	太田 実	市太田字下太北六三番地
同	南部 勲	市針道字下幕ノ内三八番地
同	武藤 良一	市木幡字直道四五番地
同	大内 正勝	市戸沢字大六天九番地
同	三浦 洋市	市太田字下小田一〇番地
同	三浦 儀則	市針道字五反田二四番地
同	鳴原 昌光	市木幡字杉田二〇三番地
同	石井 栄吉	市戸沢字桐ノ草八五番地
同	太田 栄一	市太田字仙道内五八番地
同	佐藤 恭一	市木幡字上山田二五番地
就任した役員		
役別 氏名 住所		
理事	佐藤 源市	二本松市針道字富沢六〇番地
同	太田 実	市太田字下太北六三番地
同	鳴原 昌光	市木幡字杉田二〇三番地
同	佐藤 恭一	市木幡字上山田二五番地
同	三浦 儀則	市針道字五反田二四番地
同	大内 正勝	市戸沢字大六天九番地
同	高橋 孝	市針道字仲ノ内八四番地
同	安藤 博	市太田字大ヶ作一一七番地
同	武藤 清志	市木幡字鶴巻一四番地
同	菅野 哲雄	市太田字白髭三六番地
同	菅野 義夫	市戸沢字東福田内九五番地

(農村計画課)

公告第九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年一月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
広野町土地改良区
退任した役員

役別	氏名	住所
理事	渡邊 正俊	双葉郡広野町大字上北迫字北の内前三番地
同	大和田 義英	同 郡同 町大字下北迫字東町一四番地
同	門馬 巧	同 郡同 町大字上北迫字土ヶ目木五番地
同	白玉 庄一	同 郡同 町大字上浅見川字小松一六五番地
同	猪狩 和也	同 郡同 町大字折木字大平八二番地一
同	矢内 豊	同 郡同 町大字折木字亀ヶ崎二番地
同	北郷 伯弘	同 郡同 町大字折木字館二四一番地
同	根本 賢仁	同 郡同 町大字下浅見川字松下一二番地
同	根本 賢仁	同 郡同 町大字折木字上原一番地
同	矢内 光正	同 郡同 町大字下北迫字宮田六四番地
同	松本 幸一	同 郡同 町大字下北迫字折返六四番地一八
就任した役員	氏名	住所
理事	渡邊 正俊	双葉郡広野町大字上北迫字北の内前三番地
同	大和田 義英	同 郡同 町大字下北迫字東町一四番地
同	門馬 巧	同 郡同 町大字上北迫字土ヶ目木五番地
同	白玉 庄一	同 郡同 町大字上浅見川字小松一六五番地
同	猪狩 和也	同 郡同 町大字折木字大平八二番地一
同	矢内 豊	同 郡同 町大字折木字亀ヶ崎二番地
同	北郷 伯弘	同 郡同 町大字折木字館二四一番地
同	根本 賢仁	同 郡同 町大字下浅見川字松下一二番地
同	根本 賢仁	同 郡同 町大字折木字上原一番地
同	矢内 光正	同 郡同 町大字下北迫字宮田六四番地
同	松本 幸一	同 郡同 町大字下北迫字折返六四番地一八

(農村計画課)

公告第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画一団地の住宅施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月十五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
 - 二 縦覧場所
- 縦覧に供する図書
 縦覧場所
 福島県土木部都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第一号

福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成二十八年福島県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「教育委員会の部三の項」を「教育委員会の部五の項」に改め、同項を同条第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 条例別表第一教育委員会の部三の項及び四の項の教育委員会規則で定める事務は、福島県高等学校等専攻科の生徒への修学支援金交付要綱（令和二年十月二日制定）で定める専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて、次に掲げるものとする。

- 一 受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関するもの
- 二 収入の状況の定期的な届出に係る事実についての審査に関するもの
- 三 受給権者の保護者等について変更の事由が生じた場合の、収入の状況の届出に係る事実についての審査に関するもの
- 四 支給再開の申出を行う者の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関するもの

第三条第三項中「教育委員会の部三の項」を「教育委員会の部五の項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に、「同部三の項」を「同部五の項」に改め、同項を同条第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 条例別表第二教育委員会の部三の項事務の欄の教育委員会規則で定める事務は、前条第三項に規定する事務とし、同部三の項特定個人情報欄の教育委員会規則で定める情報は、命令第五十三号第一号から第四号に規定する情報とする。

4 条例別表第二教育委員会の部四の項事務の欄の教育委員会規則で定める事務は、前条第三項に規定する事務とし、同部四の項特定個人情報欄の教育委員会規則で定める情報は、命令第五十八号第一号及び第二号に規定する情報とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育総務課)

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 技能労務職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて教育長が定めるものに従事したときは、技能労務職員の特殊勤務手当として感染症防疫等作業手当を支給する。

5 前項の感染症防疫等作業手当が支給される場合の第九条第三項第一号の適用については、同号中「七百八十円」とあるのは「四千円」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第四項及び第五項の規定は令和二年二月一日から、別表第三の規定は令和二年四月一日から適用する。

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（職員課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和二年十二月二十二日付け号外第七十号中

一	下	後ろか ら二	高	高
二	上	後ろか ら九	陣	陳

	五		
	下	上	下
後ろか ら五	一四	後ろか ら一	一九
萩	陣	高	萩
萩	陳	高	萩